

議 案 第 50 号

摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を
改正する条例制定の件

摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和7年6月12日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が工事を行うことができるようにするため、本条例を制定するものである。

摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を
改正する条例

(摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正)

第1条 摂津市水道事業の給水等に関する条例（昭和42年摂津市条例第12号）の
一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第10条第1項」の次に「、第14条第1項ただし書」を加える。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長により法第16条の2第1項の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(摂津市下水道条例の一部改正)

第2条 摂津市下水道条例（昭和49年摂津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下」を「第6条ただし書を除き、以下」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、水道事業及び下水道事業の管理者の

権限を行う市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１条第２項の規定に基づき下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い同法第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第２４条第１項第３号中「（昭和２７年法律第２９２号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。